

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年 1月30日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電設備A系の燃料油供給配管弁操作時において、弁(3台)に固着が認められたため、当該弁を修理。	GⅢ	
2	3号機	残留熱除去機器冷却海水系の水張り時、海水ストレーナB廻り空気抜き用弁6台の軸封部から微量の水漏れ(海水)が認められたため、当該弁を交換。	GⅢ	
3	4号機	残留熱除去機器冷却海水系Dポンプ潤滑水流量計において、カバーガラスにひび割れが認められたため、当該カバーガラスを交換。	GⅢ	
4	3・4号廃棄物処理設備	雑固体廃棄物焼却設備1次セラミックフィルタB点検において、逆洗用ノズル管先端部分に変形が認められたため、当該部位を交換。	GⅢ	